

第 5 編 業務委託編

第 1 節 総 則

第 2 節 地質調査積算基準

第 3 節 設計業務積算基準

第 4 節 道路交通量調査積算基準

第1節 総則・目次

1 総 則	5 - 1 - 1
-------------	-----------

1 総 則

(1) 適用範囲等

本編（第5編 業務委託編）に記す「設計業務等標準積算基準書」と「下水道用設計標準歩掛表」は、「設計業務委託等標準積算基準書および同（参考資料）令和4年度版」と「下水道用設計標準歩掛表 令和4年度—第3巻 設計委託—」を指すものとする。

(2) 業務委託の見積りについて

業務委託について見積りを必要とする場合は、次のとおりとする。

- ・見積りは原則として3社以上から徴収し、その最低価格の100%を採用する。
- ・ただし、やむを得ず1社のみの見積りとなった場合にも、その価格の100%を採用する。

(3) 端数整理等

諸経費又は一般管理費等において端数調整を行い、業務価格を万円止めとする。

設計変更時の業務価格においても万円止めとする。

第2節 地質調査積算基準・目次

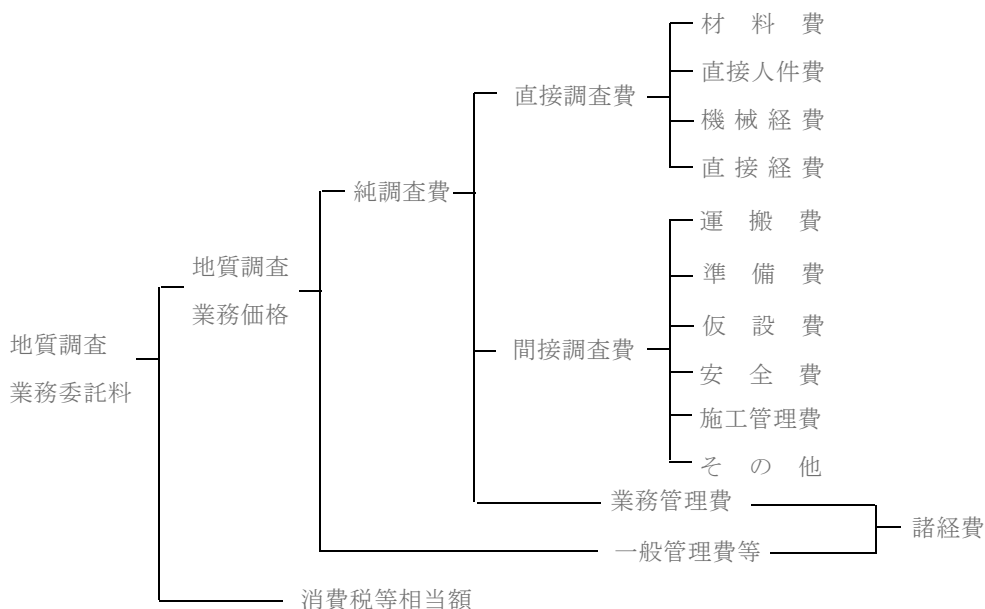
1	適用範囲	5-2-1
2	地質調査業務委託料	5-2-1
3	地質調査業務委託料の積算方法	5-2-2
4	安全費の積算.....	5-2-3
5	地質調査市場単価	5-2-3
6	地質調査施工単価	5-2-3
7	日当たり作業量	5-2-4

1 適用範囲

この積算基準は、土木事業にかかわる地質調査に適用する。なお、設計業務委託等標準積算基準書 第2編 第2章 第2節 2－7 解析等調査業務 表2.7.1のうち、解析等調査業務費分に相当する費用が必要な場合は別途計上するものとする。

2 地質調査業務委託料

(1) 地質調査業務委託料の構成



(2) 調査業務委託料構成費目の内容

ア 調査業務委託料

調査業務委託料は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。

（ア） 純調査費

A 直接調査費

直接調査費は、業務に必要な経費のうち、次の（A）～（D）に掲げるものとする。

（A） 材料費

材料費は、当該調査を実施するのに要する材料の費用である。

（B） 直接人件費

業務に従事する者の人件費である。

（C） 機械経費

直接作業に必要な機器の損料又は使用料とし、各調査の種別ごとに積算し計上する。

（D） 直接経費

① 電子成果品作成費

電子成果品作成に要する費用とし、設計業務等標準積算基準書 第2編 第2章 第2節 2－8－1 電子成果品作成費の算出式による。

② 特許使用料

契約にもとづき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

③ 水道光熱電力料

当該調査に必要となる電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

B 間接調査費

間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次の(A)から(F)に掲げるものとする。

(A) 運搬費

機械器具及び資機材等の運搬に要する費用とし、1現場当たり1回計上する。

トラック（クレーン装置付）2t積（2.9t吊）運転費単価表（1回当たり）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人	0.17	
軽 油		ℓ	時間当り燃料消費量×1h	
機 械 損 料	運 転 時 間	h	1.0	損料表 9 欄
〃	供 用 日	日	1.0	損料表 11 欄
計				

(B) 準備費

現場の準備及び跡片付け作業に要する費用とし、試験掘等必要となる経費を計上する。

(C) 仮設費

足場の設置撤去等に要する費用とし、必要な額を計上する。

(D) 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

(E) 施工管理費

出来高及び工程管理費、写真等に要する費用を計上する。

施工管理費＝直接調査費×0.007

(F) その他

調査孔閉塞、道路の復旧等に要する費用とし、必要に応じて計上する。

C 業務管理費

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

D 一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。

イ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分とするものとする。

3 地質調査業務委託料の積算方法

地質調査業務委託料費は、次式により算定するものとする。

地質調査業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）

業務価格＝（純調査費）× {1＋（諸経費率）}

(1) 諸経費

諸経費は、設計業務等標準積算基準書 第2編 第1章 第1節 1－3 地質調査業務費の積算方法 別表第1により対象額（直接調査費＋間接調査費 ※ただし、解析等調査業務は除く）ごとに求めた諸経費率を当該対象額に乗じて得た額とする。

4 安全費の積算

設計業務等標準積算基準書 第2編 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準(1－4 安全費の積算)による。

5 地質調査市場単価

設計業務等標準積算基準書 第2編 第2章 第2節 機械ボーリング（土質調査ボーリング・岩盤ボーリング）のうち土質ボーリングによる。なお、日当たり作業量は本節「6 日当たり作業量」による。

6 地質調査施工単価

(1) 解析等調査業務

ア 適用範囲

機械ボーリングの解析等調査業務を含めた業務のうち、直接人件費（直接調査費分）の業務に適用する。

(ア) 単価が適用できる範囲

- A 解析等調査業務のうち、資料整理とりまとめ、断面図等の作成とする。
- B 直接人件費は直接調査費に計上する。
- C ダム、トンネル、地すべり、砂防等の大規模な業務や技術的に高度な業務には適用しない。

(イ) 適用に当たっての留意事項

- A ボーリングのせん孔長は考慮しないものとする。

イ 単価の設定

(ア) 単価の構成と範囲

A 資料整理とりまとめ

(A) 業務の範囲

- a 各種計測結果の評価および考察（異常データのチェック含む）。
- b 試料の観察。
- c ボーリング柱状図の作成

(B) 単価は、ボーリング柱状図、コピー代等を含む。

(C) 本単価は内業単価である。

B 断面図等の作成

(A) 業務の範囲

- ① 地層および土性の判定。
- ② 土質又は地質断面図の作成（着色を含む）。

(B) 単価は、用紙類、色鉛筆等を含む。

(C) 本単価は内業単価である。

(イ) 単価の規格・仕様区分

表 6－1 解析等調査業務の規格区分

種 別 ・ 規 格		単位
資料整理とりまとめ	直接人件費（直接調査費分）	業務
断面図等の作成	直接人件費（直接調査費分）	〃

(ウ) 補正係数の設定表

A 解析等調査業務

表 6－2 解析等調査業務の補正係数

土質ボーリング		補正係数（計算式）
資料整理とりまとめ	直接人件費 （直接調査費分）	$Y = 0.040X + 0.76$
断面図等の作成	直接人件費 （直接調査費分）	$Y = 0.040X + 0.76$

Y：補正係数

X：土質ボーリング本数

ウ 直接調査費の算出

資料整理とりまとめ等の直接労務費については次のとおり。

直接調査費＝設計単価

設計単価＝標準の単価×補正係数

参考資料

現場透水試験

設計業務等標準積算基準書（参考資料） 第3編 第2章 第2節 2－1 現場透水試験による。

なお、礫層のように非常に透水性の高い土層では、間隙水圧測定（水頭測定）によることを標準とする。

7 日当たり作業量

設計業務等標準積算基準書 第2編 第2章 第2節 2－1－5 日当たり作業量の表2.1.6土質ボーリング（ノンコア）の日当たり作業量による。また、サンプリングは2－2－4日当たり作業量の表2.2.2サンプリングの日当たり作業量、サウンディングは2－3－5日当たり作業量の表2.3.3サウンディング及び原位試験の日当たり作業量による。

なお、足場仮設（設置・撤去）とその他間接調査費の日当たり作業量については、2－5－5日当たり作業量の表2.5.3足場仮設の日当たり作業量（設置・撤去）と2－6－5日当たり作業量の表2.6.3その他間接調査費の日当たり作業量による。

第 3 節 設計業務積算基準・目次

1	適 用 範 囲	5 - 3 - 1
2	業務委託料	5 - 3 - 1
3	業務委託料の積算	5 - 3 - 2
4	管渠実施設計（詳細設計）	5 - 3 - 3
5	補 正	5 - 3 - 3

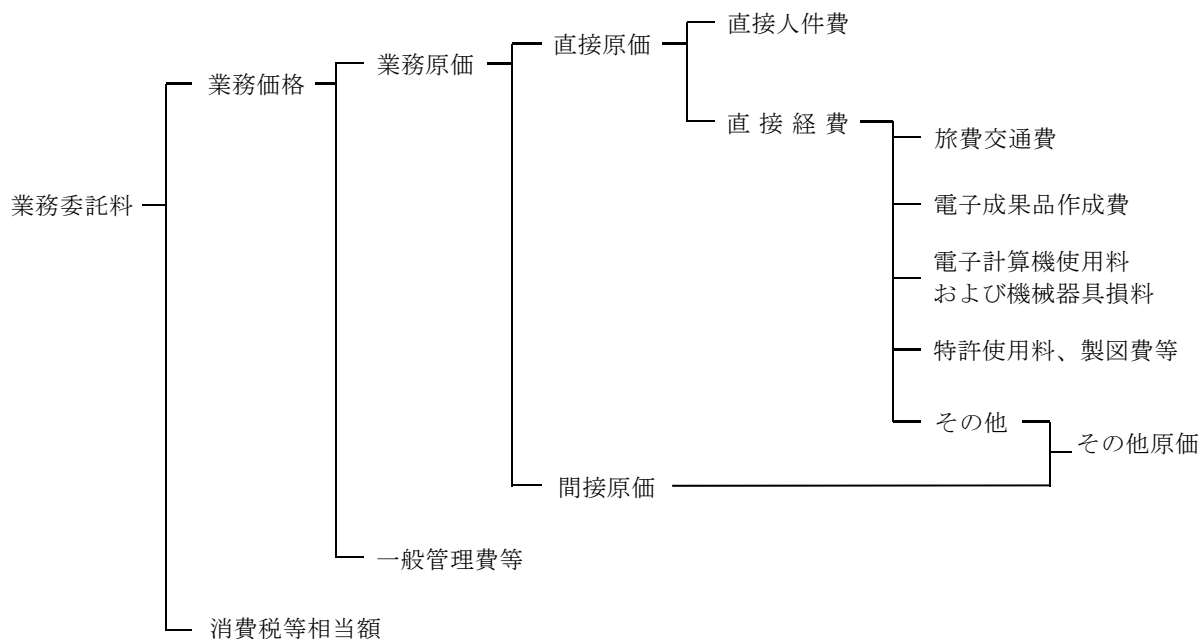
1 適用範囲

下水道用設計標準歩掛表 【下水道施設設計業務積算基準】Ⅰ 積算基準(案)による。

この積算基準は、原則として標準的な管渠施設に係る実施設計業務を委託する場合に適用するものとし、標準歩掛の適用になじまないものについては、別途適正な積算方法によるものとする。

2 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



備考 地質調査、測量業務等は別途計上する。

(2) 業務委託料構成費目の内容

ア 直接原価

(ア) 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(イ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次のAからDまでに掲げるものとする。

A 旅費交通費

B 電子成果品作成費

C 電子計算機使用料および機械器具損料

D 特許使用料、製図費等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

イ その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費(積上げ計上するものを除く)からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

(ア) 間接原価

間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ウ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(ア) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(イ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

エ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税等相当額分を積算する。

3 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税等率})\} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

ア 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費であり、設計業務委託等技術者単価を使用して各種業務の歩掛により算定する。

イ 直接経費

直接経費は、2-(2)-ア-イの各項目の費用を計上する。

なお、「下水道業務委託電子納品作成要領」に基づく電子成果品を作成する場合は、次の計算式により作成費を算出し計上する。

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 6.9 \times X^{0.45}$$

ただし、X：直接人件費(千円)

備考1 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。

2 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。

3 電子成果品作成費の上下限については、上限：700千円、下限20千円とする。

ウ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

エ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} = & \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \\ & + (\text{一般管理費等}) \} \times (\text{消費税等率}) \end{aligned}$$

4 管路施設実施設計（詳細設計）

(1) 新設・詳細設計

下水道用標準設計標準歩掛表【下水道施設設計業務積算基準】Ⅱ標準歩掛表並び標準仕様書(案)〔Ⅰ〕管路施設実施設計業務 1－2 標準歩掛及び補正 (1)標準歩掛 (ロ)管路施設実施設計業務委託(新設・詳細設計)による。

(2) 改築・詳細設計

下水道用標準設計標準歩掛表【下水道施設設計業務積算基準】Ⅱ標準歩掛表並び標準仕様書(案)〔Ⅰ〕管路施設実施設計業務 1－2 標準歩掛及び補正 (1)標準歩掛 (ハ)管路施設実施設計業務委託(改築・詳細設計)による。

5 補正

下水道用標準設計標準歩掛表【下水道施設設計業務積算基準】標準歩掛表並び標準仕様書(案)〔Ⅰ〕管路施設実施設計業務 1－2 標準歩掛及び補正 (2)補正 (ロ)管路施設実施設計業務委託(新設及び改築・詳細設計)による。

総合補正率は(a)、(b)、(c)、(d)の各補正率を乗じるものとする。

第 4 節 道路交通量調査積算基準・目次

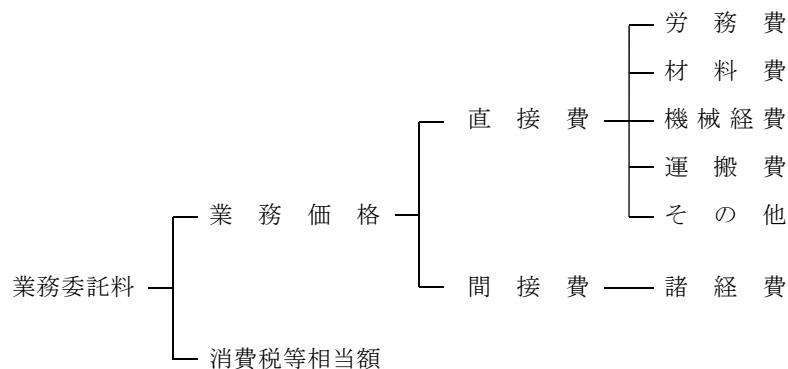
1	適用範囲	5 - 4 - 1
2	交通量調査業務委託料	5 - 4 - 1
3	道路交通量調査標準歩掛	5 - 4 - 2
4	交通量観測労務単価	5 - 4 - 4

1 適用範囲

この積算基準は、受注者により実施する交通量調査（一般交通量調査）作業の予定価格の算定に適用するものとする。

2 交通量調査業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

ア 直接費

直接費は、次の項目について計上する。

(ア) 労務費

労務費は、当該交通量調査作業を実施するに要する労務の費用である。労務単価は、次表のとおりとする。

名 称	基 準 日 額	備 考
主 任 監 督 員		測量技師の基準日額を準用する
監 督 員		測量技師補の基準日額を準用する
交 通 量 調 査 員		軽作業員の基準日額を準用する

(イ) 材料費

材料費は、当該交通量調査作業を実施するに要する材料の費用を計上する。

(ウ) 機械経費

機械経費は、当該交通量調査作業を実施するに要する費用であり、その算定は「建設機械損料等算定表」に基づいて積算するものとする。

(エ) 運搬費

運搬費は、当該交通量調査作業を実施するに要する調査用テーブル・椅子等の運搬に要する費用及び必要に応じて交通量調査員等の輸送に要する費用を計上する。

イ 間接費

(ア) 諸経費

諸経費は、当該交通量調査作業を実施するに要する経費で、間接交通量調査作業費及び一般管理費等より成る。

ウ 消費税等相当額

消費税等相当額は、交通量調査業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

3 道路交通量調査標準歩掛

(1) 作業計画

表－1 (1業務当り)

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主 任 監 督 員		0.5	人			
監 督 員		0.5	人			

備考 作業規模等により、これによりがたい場合は別途考慮するものとする。

(2) 準備費

表－2 準備費内訳書 (昼間施工 1現場当り)

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
監 督 員		0.5	人			
小型トラック運転費	2 t	1	式			器材運搬 (表－3)

備考1 準備費は、1現場当り、1回計上する。

2 監督員の数量は次式により求め、二捨三入により0.5人単位とする。

ただし、0.5以下は0.5とする。

$$\left(\frac{L}{30} + n \text{ (全観測地点数)} \right) \times \frac{1}{7}$$

L：走行距離 (km)

X観測地点から全観測地点を経由して、X観測地点へ戻るのに要する走行距離

3 器材運搬に使用する自動車は、標準として2t積トラックを計上する。

4 各観測地点の準備及び跡片付けは、監督員、交通量調査員について、交通量観測の前後1時間を交通量観測費において計上する。

(3) 器材運搬

表－3 2t小型トラック運転費 (昼間施工 1回当り)

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
軽 油		4.20	ℓ			
運 転 手	一 般	0.21	人			
損 料	2 t 小型トラック	1	H			運転時間損料
〃		1	日			供用日損料

(4) 交通量観測費

表－4 交通量観測費内訳

(1 観測点当り)

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交 通 量 観 測 費			測点			(表－5)
資 料 整 理		1	式			(表－6)
	計					

備考1 交通量観測費の交通量調査員の単価は、基準日額を超過勤務手当による補正した単価とし、24時間観測の場合は二交代制勤務として積算する。

2 交通量観測の前後に30分ずつ計1時間の準備及び跡片付け時間を見こむものとする。ただし、24時間観測の場合の交替時には計上しない。

表－5 単路部交通量観測編成人員 (12時間観測)

(1 観測点当り)

昼間観測 (T=7～19)		夜間観測 (T=19～7)	
昼間12時間交通量	交通量調査員	夜間12時間交通量	交通量調査員
～ 5,000	3.0	～ 5,000	4.0
5,001 ～ 10,000	4.0	5,001 ～ 10,000	5.0
10,001 ～ 20,000	4.0	10,001 ～ 20,000	5.0
20,001 ～ 30,000	5.0	20,001 ～ 30,000	6.0
30,001 ～ 40,000	6.0	30,001 ～ 40,000	7.0
40,001 ～ 50,000	7.0	40,001 ～ 50,000	8.0
50,001 ～	10,000台ごとに1人増す	50,001 ～	10,000台ごとに1人増す

備考1 本表は、両側交通量を測るための歩掛である。片側のみを計測する場合は、片側交通量により本歩掛を適用する。

2 交通量は、道路交通センサスなどから近接地点の予想交通量を用いる。

3 設計変更により計上する場合は、交通量調査計画書等により1観測点当りの調査員数を確認するものとする。

4 交差点は2観測点とする。

5 自転車、歩行者、二輪車等の観測も歩掛に含まれているものとし、別途計上しない。

6 休憩時間は、編成人員で順次確保するものとし、別途計上しない。

(5) 資料整理

表－6 資料整理内訳

(1 式当り)

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
監 督 員			人			
	計					

備考1 本表は、上り、下り、合計の全てを記入するためのものである。

2 監督員の歩掛は、0.4人／(12H／1箇所)とする。

4 交通量観測労務単価

労務単価は {基準日額 × (1 + 時間割増し)} で算定する。

表－7 労務単価

r : 労務構成比 P : 基準日額

交 通 量 調 査 員				
交 通 量 観測時間	昼間 12 時間観測	昼夜間 24 時間観測		夜間 12 時間観測
		昼間 12 時間	夜間 12 時間	
補正単価	$P \times (1 + \frac{5.0}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{4.375}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{5.875}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{6.5}{8} r)$

備考 本表の時間帯は、昼間 7～19 時、夜間 19 時～7 時の設定であり時間帯が変わる場合は、別途算定のこと。